

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB が IFRS 初度適用企業に対し、市場金利よりも低利の政府からの借入金について、IAS 第 20 号の将来に向かっての適用を認める公開草案を公表

目次

- 提案内容
- 発効日とコメント期間

要点

- 提案は、無利子と市場金利よりも低利のいずれかで提供された政府からの借入金の便益を政府補助金として認識するIAS第20号の要求を、将来に向かって適用することが認められるようにIFRS第1号を改訂することで、IFRSの初度適用企業に救済措置を提供するものである。
- 提案された救済措置は、IAS第20号の要求が導入された際に既存のIFRS財務諸表作成者に提供された措置と首尾一貫するものである。
- 本提案は、2013年1月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められる。
- 本提案に対するコメント期限は、2012年1月5日である。

提案内容

2011年10月20日、国際会計基準審議会(IASB)は、公開草案ED/2011/5「政府借入金—IFRS第1号の提案された改訂」(以下、「本ED」)を公表した。本EDは、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」10A項の将来に向かっての適用が認められるようにIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」を改訂することで、国際財務報告基準(IFRS)の初度適用企業に救済措置を提供するものである。

第10A項は、無利子と市場金利よりも低利のいずれかで提供された政府からの借入金の便益を政府補助金として取り扱い、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(または適用していれば、IFRS第9号「金融商品」)に従って算定される当該借入金の当初の帳簿価額と受け取った収入金額との差額として測定することを要求する。2008年5月の年次改善の一部としてこの要求が導入された際に、IASBは、企業が過去の時点における借入金の公正価値を測定しなくて済むように、将来に向かって適用するように要求した。しかし、対応する改訂をIFRS第1号について行っていなかった。本EDは、IFRS移行日以後に行った借入についてのみ、IFRS初度適用企業にIAS第20号10A項の要求の適用を認めることにより、この見過ごしを修正するために提案を行っている。

発効日とコメント期間

本EDのコメント期限は、2012年1月5日である。本EDは、2013年1月1日以後開始する事業年度に発効する。しかし、現在IFRSを適用しようとしている企業が本改訂の便宜を受けられるようにするために、早期適用が認められる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。